

業務及び財産の状況に関する説明書類

第7期 2023年7月1日から2024年6月30日まで

2024年8月30日作成

監査法人名 あかり監査法人

所在地 東京都港区芝大門二丁目12番10号

T&G 浜松町ビル2F

代表者 狐塚 利光

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- 一 財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務
- 二 財務書類（電磁的記録を含む。）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- 三 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

- ・2017年10月 設立
- ・2017年12月 本店所在地を東京都新宿区から東京都港区元赤坂に移転
- ・2018年10月 本部所在地を東京都港区元赤坂から東京都港区浜松町に移転
- ・2020年10月 上場会社監査事務所登録制度において上場会社監査事務所名簿に本登録となる
- ・2022年7月 本部所在地を東京都港区浜松町から東京都港区芝大門に移転
- ・2023年4月 上場会社等監査人登録制度におけるみなし登録上場会社等監査人となる
- ・2024年7月 上場会社等監査人登録制度における上場会社等監査人名簿に登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期の監査証明業務に係る被監査会社数は30社（前期末比増減+1）、監査証明業務収入は347,211千円（前期比69,388千円増加）となりました。また、非監査証明業務収入は123,604千円（前期比68,539千円増加）となりました。

この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入を合わせた当期の業務収入総額は470,816千円（前期比137,928千円増加）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	5 社	5 社
② 金商法監査	— 社	— 社
③ 会社法監査	7 社	1 社
④ 学校法人監査	— 社	— 社
⑤ 労働組合監査	— 社	— 社
⑥ その他の法定監査	1 社	— 社
⑦ その他の任意監査	17 社	— 社
計	30 社	6 社

(4) 非監査証明業務

区分	対象会社等数
① 大会社等	1 社
② その他の会社等	29 社
計	30 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、公正かつ透明な監査を通じて、クライアントの成長に「あかり」を灯し、企業価値の向上に貢献します。プロフェッショナルな知識と技能を活かし、誠実かつ分かり易い監査サービスを提供することを目指します。具体的には、以下を掲げています。

- ・ 誠実性
- ・ クライアントとのコミュニケーション
- ・ プロフェッショナリズムの追求
- ・ 継続的な学習と改善
- ・ フラットな組織文化

② 経営管理に関する措置

当監査法人では、社員総会、代表社員総会、統括代表社員、品質管理本部、業務部等があり、最終的な意思決定機関は社員総会としています。統括代表社員が責任者である品質管理本部において監査業務の品質管理体制を管理監督しています。また、組織的運営の実効性に関する評価等、経営上の相談や助言をもらうために、独立性を有している外部の有識者が顧問として社員総会に参加しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人の法令等の遵守についてはインサイダー取引防止規程等の諸規程を整備するとともに、研修の実施等により周知徹底を図っております。

④ その他

該当事項はありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

(ア) 職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則セクション110に基づき、以下の各基本原則を遵守しなければならない旨を定めております。

- ・ 誠実性
- ・ 客観性
- ・ 職業的専門家としての能力及び正当な注意
- ・ 守秘義務
- ・ 職業的専門家としての行動

(a) 通報窓口

当監査法人は、職業倫理等への違反行為に関する相談又は通報に対する方針又は手段として「内部通報制度運用規程」を定めるとともに、内部から弁護士に対する通報窓口、外部から統括代表社員向けの通報窓口をそれぞれ設定しており、通報案件につきましては適時適切な対応を行っております。

(b) 職業倫理及び監査の品質管理の研修

当監査法人は、専門要員が職業倫理の徹底及び監査の品質保持を合理的に確保するために、専門要員の職業倫理及び教育研修に関する方針及び手続を「継続的専門能力開発に関する規程」に定め、専門要員に対して研修履行の必須単位数を定めております。

(イ) 独立性

当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(a) 独立性の確認

品質管理担当責任者は、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年3月31日現在において、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、独立性に対する阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードの適用を行うか、または適切であると考えられる場合には、監査契約を解除する旨を定めております。

(b) 非監査業務の同時提供

当監査法人が非監査証明業務を受嘱する場合、その業務を担当する者は、「非監査業務の同時提供禁止に関する規程」により、監査証明業務と同時に提供することを禁止された非監査証明業務又は自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないかどうかを確認し、必要に応じて、社員総会の事前承認を受けることとしております。

(c) 報酬依存度

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度（当監査法人の総収入のうち、特定の依頼人からの報酬が占める割合）が一定水準を超える場合には、独立性の阻害要因となるため、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなり得る対応策を適用しなければならない旨を定めております。なお、5期連続して大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場

合には、原則として5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任する旨を定めております。

(d) 主要な担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

監査業務の担当者の長期間の関与に関して「監査責任者等のローテーションに関する規程」を定め、大会社等の監査業務について、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務づけております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結又は契約を更新することを合理的に確保するため、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査業務の新規受嘱及び継続並びに終了等に関する規程」に定めております。具体的には、監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価し、上場会社（東京プロマーケット市場を含む）及び金融商品取引法に準ずる監査契約の新規の締結については社員総会を、その他の監査契約の新規の締結については代表社員を決定機関としております。また、監査契約の継続についても、リスクの程度に応じて社員総会又はレビュー・パートナーを決定機関としております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人的資源に関する以下の方針及び手続を定めております。

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため以下の事項を実施することとしております。

- (a) 監査業務の実施及び職業倫理（独立性を含む。）に関する当監査法人の定める方針及び手続を全ての専門要員に理解させること
- (b) 専門要員に対して監査業務の実施、職業的専門家としての能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して、評価及び助言業務を実施すること
- (c) 昇進には、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を特に考慮すること
- (d) 当監査法人の方針及び手続を遵守しなければ処分を受けることもあり得ることを専門要員に理解させること

当監査法人では、上記事項に留意して専門要員については社員総会、社員につい

ては代表社員会において評価を行い、報酬及び昇進を決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、専門要員が公認会計士としての使命及び職責を全うし、専門要員としての適正と能力を高めることで業務の質的向上を図るとともに、専門要員自らが行う専門能力開発を支えるために、専門要員の職業倫理及び専門能力開発に関する方針及び手続を「継続的専門能力開発に関する規程」に定めております。

ウ. その他

(a) リクルート

専門要員を採用する場合には、採用予定者から履歴書入手して統括代表社員、その他の社員、必要に応じてその他の専門要員も参加して採用予定者と面接を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ当監査法人の品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を対象に採用する方針としております。

(b) 適性及び能力

当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため以下の方法を採用する方針としております。

- ・ 職業的専門家としての教育研修（日本公認会計士協会の主催する研修等）
- ・ 継続的な職業的専門家としての能力開発
- ・ 実務経験
- ・ 監査チームの他のメンバーなど、より経験を積んだ専門職員などによる指導
- ・ 独立性に関する教育

(c) 専門要員の必要数の予測

当監査法人は、現在及び将来の業務量を勘案して専門要員の必要数を予測しております。

(d) 監査チームの選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門要員をそれぞれの監査業務に選任しております。内部で適切な資源を利用できない場合には、サービス・プロバイダーが提供する資源を利用することとしております。

④業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、判断が困難で重要な事項や見解が定まっていないような事項について、必要な場合には外部の専門家に問合せることとしています。外部の専門家は、「会計・監査に関する事項」、「法務に関する事項」、「企業評価

実務・株価算定に関する事項」の3分野において資質、経歴、独立性等を検討してそれぞれ決定しています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チームのメンバーが、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行うこととしています。監査責任者又は品質管理担当責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、全ての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を「審査規程」に定めております。審査担当社員（レビュー・パートナー）は、当監査法人内の監査チームメンバー外の者で公認会計士である社員の中から選任し、レビュー・パートナーが監査リスクが相当に高いと判断した事項については、社員総会において審査を実施する方針としており、監査上の判断の相違が解決しない限り監査報告書を発行してはならないこととしております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査報告書日後、「監査調書に関する規程」に定められた期間内に監査ファイルの最終的な整理を完了しなければならないとしています。最終的な整理完了後は監査調書全てを品質管理担当責任者に提出することとし、品質管理担当責任者は調書を品質管理本部が施錠管理するキャビネ内等に保管することにより監査チームメンバーが監査調書にアクセスできないようにしています。

オ. その他

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンスを参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査業務の実施に関する方針及び手続に関する規程」及び「監査ガイド」に定めております。当該規程及びガイドは、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監

査責任者の全員の交代等を含んでおり、監査業務の統一化及び品質の維持が可能となっております。また、より質の高い監査業務の実施を可能にするためにテクノロジー資源及び知的資源を取得又は開発し、適用、維持及び利用することとしております。

⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング（日常的モニタリング及び定期的なモニタリング）及び改善プロセスを定めております。品質管理本部はモニタリングによる発見事項を評価し、不備が存在する場合にはその不備に対処するための是正措置をデザインし適用することとしております。品質管理担当責任者は、モニタリング活動の内容や不備に対する是正措置等について適時に社員総会に報告することとしております。また、品質管理担当責任者は、当法人の会計年度の末日を基準日として、年に1度品質管理システムを評価することとしております。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当監査法人では、監査業務の品質管理に関する基本方針について「品質管理規程」を定め、関連する諸規程・監査ガイド等を整備・運用しております。品質管理システムの整備及び運用についての責任は、社員総会が社員の中から選任した品質管理担当責任者が負うものとし、品質管理のシステムに関する最終的な責任は統括代表社員が負うものとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2023年12月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている統括代表社員 狐塚 利光

は、当監査法人の第7期（自2023年7月1日 至2024年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

二. 社員の状況

1. 社員の数 （2024年6月30日現在）

公認会計士	特定社員	合計
7人	0人	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う会議体の構成

監査法人の活動に係る重要事項は、全て社員総会で決定する方針としております。

三. 事務所の概要

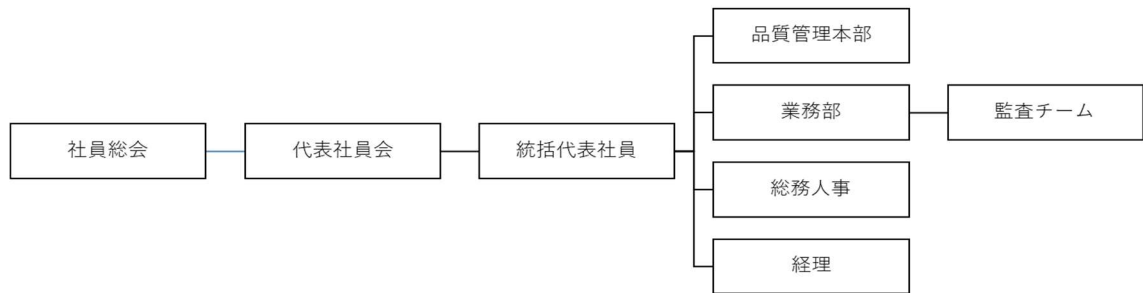
（2024年6月30日現在）

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
東京事務所	東京都港区芝大門二丁目12番10号T&G浜松町ビル2F	6人	0人	6人	5人
札幌事務所	札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1 札幌証券取引所ビル5F	1人	0人	1人	0人

四. 監査法人の組織の概要

組 織 図

2024年6月30日現在



五. 財産の状況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第6期 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第7期 2023年7月1日～ 2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	277,823	347,211
非監査証明業務	55,064	123,604
合 計	332,887	470,816

六. 被監査会社名（大会社等に限る）の名称

株式会社 Casa

岡本硝子株式会社

株式会社バリューゴルフ

株式会社 Arent

株式会社 IDOM

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

以上